

取 扱 基 準

名 称	私立保育園等建設費貸付金利子補給金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	保育所等を設置・経営するものが独立行政法人福祉医療機構からその施設整備費貸付金を借り入れ、当該貸付金を償還する際の利子について、当該社会福祉法人等に対し、利子補給金を交付するもの。
目 標	数値化■ 非数値化□
	社会福祉法人の施設整備費に対する補助件数の年1～2件の利子補給を実施する。 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	補助事業者が償還計画に従って毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に福祉医療機構に対して支払った借入金の利子
補助額 及びその算定方法 又は補助率	利子の総額の1/2（利子支払期日の属する年度から起算して、5年度分に限る。） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示 〔媒体〕 設置法人のホームページ、施設パンフレット等
担当部署	こども未来部 幼保運営課 配置適正化グループ 電 話 025-228-1000 (内線 37950) e-mail hoiku@city.niigata.lg.jp